

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎患者が350万人以上いると推定されており、B型肝炎及びC型肝炎に係る感染拡大については、国の法的責任が明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業としてB型・C型肝炎ウイルスのインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療を中心とする一定の抗ウイルス療法を対象に進められているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額に医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能等により、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障がい認定（障がい者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

厚生労働省に対する「平成26年度予算要求に係る肝炎対策推進協議会意見書」において、肝硬変・肝がん患者を含む全ての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設することが挙げられている。肝硬変・肝がん患者は、年間で約43,000人が亡くなっているという推計もあり、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国においては、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障がいに係る身体障がい者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年3月24日

宇都宮市議会

内閣総理大臣	} あて
厚生労働大臣	
衆・参両院議長	